

学校法人海星女子学院 役員退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人海星女子学院寄附行為第5条に定める役員のうち役員報酬あるいは役員手当を支給されている役員が、任期満了等により退任した時に支給する退任慰労金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退任慰労金の支給時期)

第2条「神戸海星女子学院大学 退職金規定」第5条（退職金の支給時期）を準用する。

(退任慰労金の支給方法)

第3条「神戸海星女子学院大学 退職金規定」第6条（退職金の支給方法）を準用する。

(退任慰労金の支給制限)

第4条「神戸海星女子学院大学 退職金規定」第7条（退職金の支給制限）を準用する。

(退任慰労金支給額)

第5条 退任慰労金の額は、次の計算により算出した額とする。

- ① 退任慰労金の額は、在任期間中の年度毎の退任慰労金の合計額とする。
- ② 年度毎の退任慰労金額は、当該年度の役員報酬の月額（但し、月額250,000円を上限とする。）とする。
- ④ 就任期間が1年に満たない年度の退任慰労金額は、期間に応じた月割り計算とする。
- ⑤ 年度途中で役員報酬の月額が変更となった場合の退任慰労金額は、期間に応じた月割り計算とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事会で決定する。

附則

この規程は、2019年10月29日から施行する。

附則

この規程は、施行日に在任する役員について、その就任の日に遡及して適用する。